奈良県公告式条例の 一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山 下 真

奈良県条例第十七号

奈良県公告式条例の一部を改正する条例

正する。 奈良県公告式条例 (昭和二十八年十二月奈良県条例第五十号) \mathcal{O} 部を次のように改

第三条を次のように改める。

(規則の公布)

規則を公布しようとするときは、 公布の旨の前文、 年月日及び知事名を記 入し

なければならない。

前条第二項の規定は、 前項 の規則にこれを準用する。

第四条第一項中 公表の旨の前文」 を削り、 「記入して知事印を押さなけ れば」 を

「記入しなければ」に改める。

機関を代表する者」 機関の代表者名」 育員会を除く。 「当該機関名」と、 第五条第一項中 以下同じ。 に改める。 「第二条」を「第三条」に改め、 を「当該機関名又は当該機関の代表者名」に改め、 「知事印」 \bigcup を加え、 とあるのは 「知事」を 「当該機関印」を「、 「県の 「知事名」に、 機関」 の下に 「当該機関名又は当該 「当該機関又は当該 同条第二項中「 (知事及 び教

附 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。